

12月4日～10日は人権週間です

問 人権・同和対策課 ☎72-2111

国際連合は、1948年12月10日の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と決めました。日本では、12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」とし、全国的に啓発活動を行っています。

特設人権相談

一人で悩みを抱えていませんか。人権擁護委員が、人権問題の悩みや疑問を持っている人の相談に応じています。相談は無料で秘密は堅く守られます。お気軽にご相談ください。

令和4年度相談日

期日 12月9日、1月20日、2月17日、3月17日の金曜

時間 13時～16時

会場 人権教育啓発センター

※人権教育啓発センター職員による人権相談も随時行っています

問 人権教育啓発センター ☎80-1080



「水平社宣言」から100年 今、私たちにできること

日本初の人権宣言ともいわれる「水平社宣言」。全国水平社が創立され、創立大会で宣言が読み上げられてから、今年で100年を迎えました。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結ばれたこの宣言は、いわれのない偏見や差別に苦しむ被差別部落の人たちの思いを世の中に知らせるとともに、すべての人にとって人権が尊重され、自由で平等な社会を実現しようと呼びかけるものです。

水平社宣言から100年後の現在。この宣言がめざした「あらゆる差別を許さず、誰もが一人の人間として尊重される社会」になっているでしょうか。

さまざまなハラスメントが人権問題として取り上げられることや、多様性をより尊重する社会になりつつある現状など、人権尊重の意識が高まっているのは確かです。しかし、インターネットやSNS上の誹謗中傷や差別情報の拡散、ヘイトスピーチ、コロナ禍での人権侵害など新たな人権問題が発生しています。

今は100年前とは違い、多くの人々が自由に意見を交わせる時代です。このような時代だからこそ、「水平社宣言」に込められた当時の人々の願いに思いをはせ、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会をつくっていくことが必要なのではないのでしょうか。

